



おんせん県おおいた

# 事業所説明会

## (児童発達支援 放課後等デイサービス)

令和6年12月20日

大分県障害福祉課 施設支援班



<b>1. 5領域について</b>	<b>3 - 8</b>
<b>2. 支援プログラムについて</b>	<b>9-13</b>
<b>3. 送迎について</b>	<b>14</b>
<b>4. 個別サポート加算Ⅲについて</b>	<b>15-18</b>
<b>5. 虐待防止・権利擁護・業務継続について</b>	<b>19- 21</b>
<b>6. 情報公表未報告について</b>	<b>22- 23</b>
<b>7. 届出等が必要な加算等について</b>	<b>24- 26</b>



# 1. 5領域について

## ①総合的な支援の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。  
（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設・見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第4項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

### ポイント

- 本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの
- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、5領域との関連性を明記することを求める。  
※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援改革の取扱いの変更について」（令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

# 1. 5領域について



## 個別支援計画の記載のポイント

### 【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。

なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。

※こども家庭庁支援局障害児支援課発出

令和6年5月17日事務連絡「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」別紙1 個別支援計画の記載のポイント参照

# 1. 5 領域について



- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながら子どもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づく子どもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）で構成されるプロセス）により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、子どもについての継続的なアセスメントにより子どもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。

この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

# 1. 5領域について



利用児氏名：〇〇 〇〇（2019年4月30日生：5歳0か月）

## 個別支援計画書（参考記載例）

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の生活に対する意向	・楽しく遊びたい（本人）。 ・場面に合った行動を自分で気付いて行えるようになってほしい（保護者）。	
総合的な支援の方針	〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあるようです。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化（構造化）することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段（例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等）により、まずは大人とのやり取りの中で、「（言われていることが）わかった-（言いたいことが相手に）伝わった」経験を楽しみながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。	
長期目標 （内容・期間等）	・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 （曜日・頻度、時間）
短期目標 （内容・期間等）	・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。	・個別：毎週月曜日14:30-15:15（空き状況によって週2回の利用有） 心理担当職員（月3回）、作業療法士担当（月1回） ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45（保護者都合により2時間の延長支援の可能性有）

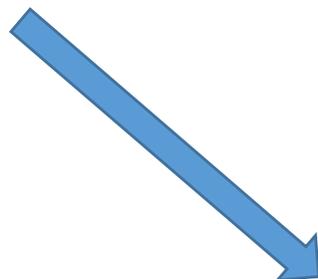
- ・利用曜日・提供時間等を記載。
- ・計画及び延長時間を別表で定めることも可。

# 1. 5領域について



○支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	6か月後	心理担当職員	・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間(5月に心理担当職員による個別面談)を設ける。 ・専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。 ・食事:スプーン、フォーク、箸を使って、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣類の着脱:どのような形であれ、身にまとうことができる。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。 ・服を頭上に掲げる程度の行動を促すところから、スモールステップで始めていく。 ・身だしなみや整え方の観点は次のステップとし、大人がサポート・仕上げを行う。	3か月後	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3



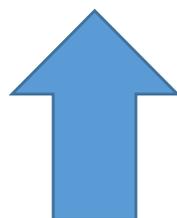
- 支援期間終了の際(モニタリング時)に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。

- 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。

# 1. 5領域について



○ 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。



家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。</li> <li>・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。</li> </ul>		6か月後	心理担当職員 保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。</li> <li>・家族支援加算（Ⅱ）：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。</li> </ul>	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。</li> <li>・保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する（保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください）。</li> </ul>		6か月後	児童発達支援管理責任者、○保育園△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する（行事のスケジュールの共有も含む）。	
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。</li> <li>・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。</li> </ul>		6か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、○保育園◇園長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印禁止

# 2. 支援プログラムについて



## ②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



#### 【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業員の意見も聞いて作成すること  
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要

令和6年4月1日こども家庭庁障害児支援課参照

## 2. 支援プログラムについて



### ※注意事項

- ・令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合は、15%減算
- ・事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、令和7年3月31日(期限厳守)までに支援プログラムの公表状況に関する届出書を(※公表方法及び公表内容を記載)県へ届出すること  
→URLを確認するため、届出はグラファー(大分県電子申請システム)で提出ください。
- ・複数の事業所を一体的に行う多機能型事業所の場合は、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成  
(例:児童発達支援、放課後等デイサービスをしている事業所は両方作成すること)

## 2. 支援プログラムについて



### 支援プログラ

ムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

令和6年7月4日付け事務連絡「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」参照

## 2. 支援プログラムについて



年 月 日

### 支援プログラムの公表状況に関する届出書

法人名			
事業所名			
サービスの種別	①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③①・②の多機能 ④居宅訪問型児童発達支援		
事業所所在地 (区市町村名)			
指定年月 (児童発達支援)	年 月	指定年月 (放課後等デイサービス)	年 月
指定年月 (居宅訪問型児童発達支援)	年 月		

### 【支援プログラムの公表状況】

公表の実施時期	年 月
公表方法	①インターネット ②その他( ) <small>①の場合は公表内容欄にURLを記載、②の場合は公表内容欄に詳細を記載</small>
公表内容	

- 備考1 支援プログラムの公表については、都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる点に留意下さい。
- 2 減算は、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算する点に留意下さい。
- 3 都道府県に届出がされていない場合であっても令和7年3月31日までの間は減算されませんが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、速やかに取組を進める必要がある点に留意下さい。

# 2. 支援プログラムについて



(別添資料1)

事業所名		支援プログラム (参考様式)						作成日		年	月	日
法人 (事業所) 理念												
支援方針												
営業時間		時	分から	時	分まで	送迎実施の有無		あり	なし			
支 援 内 容												
本人支援	健康・生活											
	運動・感覚											
	認知・行動											
	言語 コミュニケーション											
	人間関係 社会性											
家族支援						移行支援						
地域支援・地域連携						職員の質の向上						
主な行事等												

# 3.送迎について



## (1) 支援時間＝預かり時間 (例)

(低学年)	14:00-----	17:00	(3時間)
(高学年)	15:00-----	17:00	(2時間)
(中高生)	16:00-----	17:00	(1時間)

- 14:00～17:00が支援時間なので、この間、児童指導員・保育士（基準人員、加配人員）は、送迎できない。

## (2) 支援時間＜預かり時間 (例)

(低学年)	14:00----預かり時間-----	16:00-支援時間-	17:00	(1時間)
(高学年)	15:00-預かり時間-	16:00-支援時間-	17:00	(1時間)
(中高生)	16:00-支援時間-	17:00		(1時間)

- 14:00～16:00は支援時間外なので、児童指導員等が送迎可



- ・基準人員、加配人員は支援時間中送迎不可！ 左記以外の職員で送迎すること
- ・管理者は送迎可、児発管は原則不可

# 4. 個別サポート加算Ⅲについて



- 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

## 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

個別サポート加算（Ⅲ）【新設】 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

## ポイント

- 本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの

### 【対象となる児童】

- ・不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする

### 【主な算定要件】

- ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
- ・学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること（当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可）
- ・家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）
- ・学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと（その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること）
- ・市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要

令和6年4月1日こども家庭庁障害児支援課参照

## 4. 個別サポート加算Ⅲについて



### 7 障害児並びに学校及び保護者との信頼関係の構築について

事業所が、不登校の状態にある障害児に対して、学校や保護者との緊密な連携の下で支援を行う必要性を感じたとしても、障害児や学校、保護者との認識が一致しているとは限らないため、事業所側からの一方的な訴えにならないよう、障害児や学校、保護者との信頼関係を構築し、共通理解の下で支援を進めていくことが必要となる。

こうした信頼関係が築けていない場合に、一方的に加算の算定に係る同意や連携を求めることは、信頼関係を損ねるのみならず、不登校の状態にある障害児にも好ましくない影響が生じる恐れがあることに留意すること。

例えば、本加算は、不登校の状態になったが、放課後に利用していた放課後等デイサービスには、信頼関係の下で通うことができる障害児に対し、当該放課後等デイサービスが、学校・家庭等と連携して支援を行う場合に算定することを想定しており、これまで当該放課後等デイサービスの利用をしていなかった不登校の状態にある障害児を集めて、一方的に支援を行うことは想定していないものである。

令和6年4月22日付け事務連絡「個別サポート加算(Ⅲ)の創設と取扱いについて」こども家庭庁支援局障害児支援課 発出

## 4. 個別サポート加算Ⅲについて



- 8 個別サポート加算（Ⅲ）を算定している場合の計画時間及び延長支援加算の取扱いについて

本加算を算定している場合には、学校及び家庭と緊密な連携が図られている前提があることから、授業時間帯である時間においても、計画時間（発達支援を提供する時間）又は延長支援時間を個別支援計画に位置付けることができるものとする。延長支援時間については、計画時間の前又は後あるいは前後共に設定することも可能とする。障害児等の状況に応じた運用ができるものとするが、授業時間帯における支援については、いずれの場合であっても、学校及び家庭と連携を図るとともに、こども本人の意思を尊重しながら、必要性については十分に検討を行った上で個別支援計画に位置付けること。

また、学校や家庭との連携が図られていない状況下で、授業時間帯である時間内に、発達支援又は延長支援が提供されることは想定していない。そのため、授業時間帯である時間内に、計画時間又は延長支援時間を個別支援計画に位置付けることが必要な状況が生じている場合には、学校及び家庭と必要な連携を図り、本加算の枠組みの下で支援を進めるよう取組まれたい。

なお、本加算を算定している場合の計画時間及び延長支援時間の取扱いについては、別紙「個別サポート加算（Ⅲ）の算定をしている場合の計画時間及び延長支援加算の取扱いについて」も参考にされたい。

令和6年4月22日付け事務連絡「個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて」こども家庭庁支援局障害児支援課 発出

## 4. 個別サポート加算Ⅲについて



- ・不登校児が延長支援加算を取得するためには、個別サポート加算Ⅲの取得が必須！
- ・個別サポート加算Ⅲを取得したい事業所は、市町村と相談すること！

# 3. 虐待防止・権利擁護・業務継続について



## 障害者虐待の防止・権利擁護

### 虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

#### （参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### 身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

#### （参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

### 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

# 3. 虐待防止・権利擁護・業務継続について



## 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

### 概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

### 減算単位

#### 業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算  
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

# 3. 虐待防止・権利擁護・業務継続について



	計画策定 従業者周知	指針	委員会 従業者周知	研修	訓練	記録	担当者 配置	運営規定
虐待防止			○	○			○	○
身体拘束等の禁止		○	○	○		○		
BCP (感染症)	○			○	○			
衛生管理		○	○	○	○			
BCP (非常災害)	○			○	○			
非常災害対策	○				○		防火管理者 (消防法)	○
事故対応						○ (県に報告)		

※      は合同開催可。

ただし、両方の内容を含んでいることが確認できるよう記録を残す必要有り

# 4. 情報公表未報告について



## 情報公表未報告の事業所への対応

### 概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

### 減算単位

#### 情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

### 算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

### 都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

# 4. 情報公表未報告について



WAMNET（障害福祉サービス事業所検索）への登録をください。



## 【注意事項】

- ・**毎年7月31日まで**に更新ください。
- ・事業者(法人)情報の『システムからの連絡用メールアドレス』に間違いが無いか確認ください。大分県からの情報はこのメールに発信しています。
- ・事業所登録内の『システムからの連絡先』を必ず記入ください。国からの災害通知連絡はこのアドレスに届きます。

# 5. 届出等が必要な加算等について



各種加算等では、人員基準、設備基準、利用者要件、支援実績等の実体的要件に加え、県（又は中核市）への届出が必要となる加算がある。

## 1 届出が必要な加算

報酬告示に「・・・として都道府県知事に届け出た〇〇〇事業所において」といった記載があるもの。＝「体制等状況一覧表」に項目があるもの

### 【要届出（例）】

- ・児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

### 【届出不要（例）】

- ・欠席時対応加算

## 2 届出が必要な場合の提出期限

加算開始月の前月15日まで

（例外有り⇒食事提供体制加算は届出日から算定可）



# 8. 届出等が必要な加算等について



従属サービス	特別による指定の有無	定員数等 (※1)	届出等区分	主たる障害種別	その他該当する加算等	適用有無	
介護後等サービス					定員超過	1. なし 2. あり	
					開所時間延長	1. なし 2. あり	
					開所時間延長区分 (※2)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満	
					職員交代	1. なし 2. あり	
					介護指導支援官 担当付与交代	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					支援プラットフォーム未公表減算	1. なし 2. あり	
					身体障害者停止未実施	1. なし 2. あり	
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
					情報公表未報告	1. なし 2. あり	
					介護指導員等追加係数	1. なし 4. その他係数 6. 常勤指導員 (経験5年以上) 7. 常勤指導員 (経験5年未満) 8. 常勤職員 (経験5年以上) 9. 常勤職員 (経験5年未満)	
					看護職員追加係数 (兼度)	1. なし 2. I 3. II	
					福祉専門職員追加等	1. なし 3. III 4. III 5. I	
					施設行動観察追加係数	1. なし 3. I 4. II	
					定評係数 (兼度)	1. なし 2. あり	
					定評係数 (部サア)	1. なし 2. あり	
					芸術支援係数	1. なし 2. あり	
					専門的支援追加係数	1. なし 2. あり	
					多岐機能強化等 管理追加係数	1. なし 2. あり	
					個別サポート係数 (I)	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援係数	1. なし 2. あり	
					人工内耳技術的支援係数	1. なし 2. あり	
					入浴支援係数	1. なし 2. あり	
					福祉・介護相談等介護支援追加係数 (※3)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V	
福祉・介護相談等介護支援追加係数 (I) 200 (※3)	1. V (1) 2. V (2) 3. V (3) 4. V (4) 5. V (5) 6. V (6) 7. V (7) 8. V (8) 9. V (9) 10. V (10) 11. V (11) 12. V (12) 13. V (13) 14. V (14)						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
従属型サービス 対象区分	1. 非該当 2. 該当						
従属型サービス 係数強化 (※4)	1. 非該当 2. I 3. II 4. III						
介護型サービス 係数強化 (従属型サア) (※5)	1. なし 2. あり						
地域連携支援係数等	1. 非該当 2. 該当						

---

ご清聴ありがとうございました。

